

第2次豊中市公立こども園整備計画策定支援業務委託 優先交渉権者選定にかかる企画提案募集要領

1. 実施目的

豊中市では、令和5年度に待機児童が発生したこと、また、2・3号児は当初想定より保育ニーズが高い伸びを示していることを背景として、令和6年度に「公立こども園の適正配置に向けた基本方針」（平成28年9月）、「公立こども園整備計画」（平成30年9月）、「公立こども園再整備計画（前期）」（令和2年1月）を、具体的な就学前児童人口推移や地域ごとの公立・民間の施設定員など精緻なシミュレーションに基づき見直し、「第2次豊中市公立こども園整備計画」として再策定することにより、公立こども園の役割と再整備のあり方・手法について、現状をふまえた更新を行う。

上記を実施するにあたり、豊富な情報と技術を持つ優秀な事業者を選定するため、企画提案募集を行う。

2. 委託業務概要

- (1) 委託業務名： 第2次豊中市公立こども園整備計画策定支援業務委託
- (2) 業務内容： 別紙『第2次豊中市公立こども園整備計画策定支援業務委託仕様書』を参照のこと
- (3) 業務期間： 契約締結日から令和7年(2025年)3月31日まで
- (4) 予算額： 12,100,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
※金額は契約時の予定価格を示すものではありませんので、ご注意ください。

3. 参加する者に必要な資格

本案件に参加を希望する者は、応募書類の提出期日において、次のすべての要件を満たすものとする。なお、応募書類の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 本市または他自治体において、子育て・子育ての支援に関する計画や公共施設の再配置計画に関わる業務を受託し、完了した実績を有すること。
- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (6) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続

開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

4. 日程

項目	日程
募集要領の公表	4月17日（水）※市ホームページに掲載
質問の受付（電子メール）※1	4月24日（火）午後5時15分まで（必着）
質問の回答 （市ホームページに掲載）※2	5月1日（水）
企画提案書提出期限	5月17日（金）午後5時15分まで（必着）
面接審査 （プレゼンテーション）	5月24日（金） （場所等は応募書類受付確認後に事業者宛て通知）
審査結果の通知	5月29日（水）発送予定
委託契約の締結予定日	6月7日（金）予定

※1 質問は電子メールで受け付け、質問への回答は個別に行いません。メールの件名は必ず『第2次豊中市公立こども園整備計画策定支援業務委託プロボ質問』としてください（事業者名、担当者名を明記の上、様式自由。）。

※2 回答は市ホームページに掲載。

5. 応募方法

(1) 提出書類

No	項目	内容
1	参加表明書 （様式1）	・正本1部。提案者の代表者印（豊中市へ業者登録を行っている場合はその印。以下同じ。）を押印すること。
2	業務経歴書 （様式2）	・自治体から受託した業務のうち完了したものについて記入すること。なお、子育て・子育ての支援に関する計画や公共施設の再配置計画に関わる業務の実績を中心に記載すること。 ・業務場所は、都道府県名及び市町村名を記入すること。 ・業務期間は、委託契約締結日から業務完了日までの期間とする。
3	業務実施体制調書 （様式3）	・本業務の実施の取組み体制及び特徴を記入すること。 ・役割の欄には本委託業務における担当分野や業務内で担う役割を記入すること。 ・主な勤務場所は都道府県を記入すること。 ・業務実施組織図は応募書類提出時の組織図を記入すること。また、図中に本業務を受託した場合の担当窓口を記入すること。

No	項目	内容
4	統括責任者及び担当者の業務実績調書 (様式4)	<ul style="list-style-type: none"> ・専門分野は、本業務に関して担当・研究する活動分野を記入すること。 ・参画した主要業務の概要と担当した分野は、担当した他自治体における子育て・子育ての支援に関する計画や公共施設の再配置計画に関わる業務を中心に記入すること。 ・記載した統括責任者等は、やむを得ない場合を除き、変更できないものとする。
5	企画提案書 (A4判様式任意 24枚以内) ・本様式に限りA3判も可とするが、A3判を用いる場合は1枚をA4判2枚として計算する。	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案は1者1案とする。 ・本市のこれまでの取組みを踏まえたうえで、次のとおり企画提案を求める。提案にあたっては、①～⑩の内容を必ず記載し、できる限り具体的に記載すること。 ① 豊中市の特性を踏まえた業務実施方針<業務体制(体制の特徴、不測の事態への対処法等)、業務フロー> *本市の特性とともに他自治体の先進的取組み等をふまえ提案すること ② 人口推計及び保育ニーズ量、こども誰でも通園制度(仮称)のニーズ量にかかる検証にあたっての視点 ③ 民間事業者へのヒアリング調査先や先進自治体の事例等の情報収集の手法 ④ 公立こども園の果たすべき役割の考え方と統廃合・民営化等も含めた公立こども園24園の再配置の検討手法の提案。 ⑤ 統廃合・民営化等の影響をふまえた公立園職員の人員シミュレーション手法の提案。 ⑥ 再整備実施園の再整備プラン<改修・建替え・移転新築の考え方、在園児等への配慮や施設の長寿命化・ライフサイクルコストも含めて> ⑦ 計画書の構成及び概要業務遂行スケジュール <p>※第2次豊中市公立こども園整備計画策定支援業務委託仕様書に記載が無い項目であっても、独自の提案がある場合は、記載すること。</p>
6	見積書 (A4判様式任意)	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書には必ず人件費、間接経費など見積金額の積算根拠、項目ごとの内訳を明示した内訳書を記載又は添付すること。 ・見積金額は税抜で表記し、税別である旨を必ず明記すること。 ・見積書の宛先に「豊中市長」を、件名に「第2次豊中市公立こども園整備計画策定支援業務」と明記すること。 ・正本1部のみ提案者の代表者印を押印し、残りの副本10部は複写可とする。
7	実績がわかる成果物	<ul style="list-style-type: none"> ・類似業務の成果が確認できる調査報告書等 ・複数ある場合も代表的なもの1部
8	入札参加停止措置等状況調書(様式5)	

(2) 提出形式

・提出部数：①提出書類1・7・8：各正本1部(A4)

②提出書類2～6：各正本1部(A4)、副本10部(A4)、データ(CD-R等)

※企画提案書のみA3判も可とするが、A3判を用いる場合は1枚をA4判2枚分として計算する。

- (3) 受付〆切：令和6年5月17日（金）午後5時15分まで（送付の場合は必着）
- (4) 提出方法：①事務局あてに持参（土曜日、日曜日及び祝日は除く。ただし、開庁時間内に限る。）、郵送、宅配便のいずれかによる。持参により提出する以外の場合にあつては、事務局に対し、提出書類の到達について確認すること。
- ②指定された様式等により提出書類の記入要領に従い、必要部数を作成し、提出すること。
- ③提出書類の分割提出は認めない。また、提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とする。
- ④提出書類はいかなる場合でも返却しない。
- ⑤提出書類に不備等が発見された場合は補正を求めることがある。
- ⑥提出期限後の差し替えは認めない（豊中市が補正等を求める場合を除く）。
- ⑦申込書類の作成及び提出等に係る費用は、提出者の負担とする。

(5) 参考資料

- ①豊中市子ども健やか育み条例（平成25年4月）

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/kosodatetorikumi/hagukumijorei.html>

- ②第2期豊中市子育て・子育て支援行動計画「こどもすこやか育みプラン・とよなか」（令和2年3月）

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/kosodatetorikumi/kosodachi_shienplan/hagukumiplan2.html

- ③こどもすこやか育みプラン・とよなか事業実施報告書

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/kosodatetorikumi/kosodachi_shienplan/hokoku/index.html

- ④子育て・子育て支援に関するニーズ等調査 結果報告書（平成31年3月）

http://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/kosodatetorikumi/jourei_keikaku/kosodachi_shienplan/W11needs_H30.html

- ⑤公立こども園適正配置に向けた基本方針（平成28年9月）

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/kosodatetorikumi/jourei_keikaku/tekisei_sakutei.html

- ⑥「夢・はぐくむ」公立こども園整備計画（平成30年9月）

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/kosodatetorikumi/jourei_keikaku/yumepplan.html

- ⑦公立こども園再整備計画（前期）（令和2年1月）

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/kosodatetorikumi/annualplan02.html>

- ⑧「夢・はぐくむ」公立こども園整備計画 第一期（南部）年次計画（令和元年5月）

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/kosodatetorikumi/annualplan01.html>

6. 審査方法

- ・事業者選定の審査は、本市職員で構成する「第2次豊中市公立こども園整備計画策定支援業務委託優先交渉権者選定に係る企画提案審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が行う。
- ・審査結果は、審査委員会として最終合議のうえ、一本化して確定するものとする。なお、審査委員会の会議は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。
- ・面接審査（プレゼンテーション）においては、(2)の項目について審査を行い、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を優先交渉権者とする。
- ・なお、優先交渉権者と契約に至らなかった場合は次点の提案者を優先交渉権者とすることがある。
- ・ただし、審査の結果、優先交渉権者となった場合でも、得点が全体配点の50%未満の場合は、優先交渉権者とししない。

(1) 面接審査（プレゼンテーション）

①日時：令和5年5月24日（金）を予定

※日時・場所等の詳細は、提案者に電話・メール又は郵送により連絡する。

②発表時間等：40分程度（1提案者につき20分以内のプレゼンテーションのあと、質疑・応答することとする。）

③資料：別途資料及び機材持込み可とする。ただし、企画提案書に記載した内容以外のものは認めない。

④プレゼンテーションを行う者：本業務に携わる担当者とする。

⑤その他：当日の出席者は1提案者あたり3名以内（プレゼンテーションを行うものを含む）とし、すべて提案者の雇用する従業員とする。

(2) 審査項目及び配点

項目	配点	備考
1. 業務経歴・担当者実績	10	<ul style="list-style-type: none"> ・過去5年間の事業者の業務実績 ・過去5年間の総括責任者、担当者の業務実績
2. 業務実施体制	10	<ul style="list-style-type: none"> ・要員確保、不慮の事故等の支援体制 ・業務スケジュールの妥当性について必要とされる年間業務を十分理解しているか
3. 企画提案内容	70	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前教育・保育の制度や、施設の維持管理手法を熟知しているか ・本市のその他の関連事業、これまでの取組みを十分理解しており、これをふまえた提案であるか ・人口推計及び保育ニーズ量、こども誰でも通園制度（仮称）のニーズ量にかかる検証を的確に分析する知識・手法があるか ・民間事業者へのヒアリング調査先や先進自治体の事例等の情報収集の手法について、現実的で実施可能な提案となっているか ・公立こども園の果たすべき役割の考え方と統廃合・民営化等も含めた公立こども園24園の再配置の検討手法について、工夫がなされており、現実的に実施可能な提案となっているか ・再整備実施園の再整備プランについて、在園児等への配慮や施設の長寿命化・ライフサイクルコストなど多角的な視点もふまえた提案となっているか ・計画の策定が十分に可能なスケジュールとなっており、具体的・実現性のある提案が明確になされているか ・独自の提案があり、新たな視点での計画策定につながる、もしくは的確な計画策定につながるか
4. 見積金額	10	<ul style="list-style-type: none"> ・見積額が妥当か

(3) 審査結果の通知

審査結果は、全ての提案者に対して、令和6年5月29日（水）発送の文書により通知する。なお、優先交渉権者に選定された場合でも本市と仕様並びに価格等について協議の上、本業務の受託者として決定するので、優先交渉権者の通知をもって本業務の受託者を約するものではない。

(4) 審査結果の公表

審査結果は、(3) で結果を通知後、市のホームページ等において結果を公表する。

【公表する内容】

- ①件名
- ②履行期間
- ③受託候補者（事業者名・所在地・代表者・提案金額）
- ④公募及び審査経過（公募経過・応募団体・審査経過・選定委員会の構成）
- ⑤選定理由
- ⑥採点結果
- ⑦担当課
- ⑧その他（受託候補者と最高評価点者が異なる場合は、その理由）

7. 契約

- ①契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに、本市と詳細を協議するものとする。この際、改めて本市から提案内容の説明を求めることがある。また、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案と変更が生じることがある。
- ②協議が整った後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定される随意契約を締結する。
- ③本業務の受託者は本市財務規則（昭和46年豊中市規則第13号）に基づき、契約保証金の納付または履行保証契約の締結を行うこと。（受託者が同規則第110条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く）

8. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・契約締結日までの間に、上記3. で規定する参加資格に抵触するに至ったとき
- ・提案書類において虚偽の内容を記載したとき
- ・面接審査（プレゼンテーション）を欠席したとき
- ・一団体に複数の提案をしたとき
- ・提案に関して談合等の不正行為があったとき
- ・正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- ・法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき
- ・審査の公平性を害する行為があったとき
- ・見積上限額を超える提案を行ったとき
- ・前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めたとき

9. 留意事項

- ① 本プロポーザルに要する経費(提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用等)は、応募者の負担とする。
- ② 審査委員会の構成員、審査及び評価の内容、応募者名等の内容についての質問は一切受け付けない。
- ③ 提出書類の返却、提出期限以降における書類の差替及び再提出には応じない。
- ④ 企画提案書の著作権は、本業務の提案募集の審査結果が確定するまでの間は提案者に帰属する。提出書類等は事業者選定にのみ利用し、他の目的には使用しない。また、企画提案書類等は、豊中市情報公開条例(平成13年豊中市条例第28号)に定めるところにより、不開示情報を除き、公開される場合がある。
- ⑤ 審査結果後に本募集要領及び仕様書の内容等に関して、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。また、審査結果に対しても異議を申し立てることはできない。
- ⑥ 本案件の提案者に対する参加報酬はない。
- ⑦ 応募を取り下げる場合は、速やかに下記担当課まで文書で通知すること。
- ⑧ 質問事項の締切以降、事業に係る質問は受け付けない。

10. 応募先、質問先及び問い合わせ先

豊中市こども未来部こども事業課 担当：森・福嶋・笹部

住 所：〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1(豊中市役所第二庁舎3階)

電 話：06-6858-2255 (直通) F A X：06-6854-9533

E-mail：kodomo-jigyou@city.toyonaka.osaka.jp